

千葉県結核予防事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結核の発生を予防し、公共の福祉の増進を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2に定める本市内に設置されている学校又は施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者が行う結核予防事業（以下「事業」という。）に要する経費に対して、法第60条の規定により補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該学校又は施設の設置者が行う事業に要する経費について、当該学校又は施設の設置者に対して補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 結核予防事業の対象は法第53条の2の規定により行う定期の健康診断事業とする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第26条第1項の規定により算定した額と別表に定める交付基準単価に乗じた額の合計とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、一円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める期日までに、千葉県結核予防事業補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(交付または不交付の決定通知)

第6条 規則第4条第3項又は第6条の規定に基づく通知は、千葉県結核予防事

業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第6条の規定に基づく通知に附する条件は、次の各号に掲げる事項とするものとする

- (1) 事業計画又は収支計画を変更する場合は、あらかじめ承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに報告して、指示を受けること。

（変更等の承認）

第8条 前条第1号または第2号の規定により、変更等の承認を受けようとするときは、速やかに千葉市結核予防事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更（中止、廃止）の承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、千葉市結核予防事業（変更、廃止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定により、実績を報告しようとするときは、速やかに、千葉市結核予防事業実績報告書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市結核予防事業補助金確定通知書（様式第6号）によるものとする。

（補助金の請求）

第11条 規則第16条第1項の規定により、補助金の請求をしようとするときは、千葉市結核予防事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により、補助金を請求しようとするときは、千葉市結核予防事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第12条 規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定した額の全額

又は一部を取消しするときは、千葉市結核予防事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により行うものとする。

（返還命令）

第13条 規則第18条第1項の規定による返還命令は、千葉市結核予防事業補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年度の予算に係わる補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱による改正後の千葉市結核予防事業補助金交付要綱は、平成11年度の予算に係わる補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行し、平成13年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行し、平成14年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

別表

| 種 目 | | 交付基準単価（円） |
|-------------------|--------|-----------|
| | | 医療機関実施分 |
| 間接撮影（100mmミラーカメラ） | | 5 0 6 |
| 直接撮影（デジタル撮影） | | 5 0 6 |
| 精密検査 | 通常検査 | 8, 0 2 0 |
| | 直接撮影省略 | 6, 5 2 1 |
| | 直接撮影のみ | 1, 7 6 7 |